四　［略］

イ～ハ　［略］

ニ　設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置すること。

ホ　［略］

四の二・五　［略］

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　［略］

一～十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、その機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　［略］

一～十五　［略］

十六　前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十四条の七　［略］

2　法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2・3　［略］

一　［略］

二　火薬類取扱所には平家建の建物を設け、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三　［略］

四　［略］

［削る］

五～十三　［略］

4　［略］

（火工所）

第五十二条の二　［略］

2・3　［略］

一・二　［略］

四　［略］

イ～ハ　［略］

ニ　設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ　［略］

四の二・五　［略］

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条　［略］

一～十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　［略］

一～十五　［略］

十六　火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十四条の七　［略］

2　法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2・3　［略］

一　［略］

二　火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三　［略］

三の二　［略］

四　火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五～十三　［略］

4　［略］

（火工所）

第五十二条の二　［略］

2・3　［略］

一・二　［略］